

新	旧	備考	差分
 <p data-bbox="159 619 864 683">著作物利用許諾契約約款</p> <p data-bbox="331 1337 689 1372">株式会社イーライセンス</p>		表紙を追加	追加

新	旧	備考	差分
<p>第1条（目的） 本約款は、株式会社イーライセンス（以下「イーライセンス」といいます。）が、著作物利用者（以下「利用者」といいます。）に対して、イーライセンスが利用許諾権限を有する音楽著作物（以下「管理著作物」といいます。）について、以下の各号に掲げる利用許諾をするときに適用されるものです。</p> <p>(1) オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク（CD）、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含まれます。）に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(2) ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク（DVD、Blu-ray Disc 及び HD DVD を含みます。）など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。ただし、本項(3)に定める「ゲームソフトに関する利用許諾」または本項(4)に定める「映画録音に関する利用許諾」のいずれかに該当するものは除きます。</p>	<p>（目的） 第1条 本約款は、株式会社イーライセンス（以下「甲」という。）が、著作物利用者（以下「乙」という。）に対して、甲が利用許諾権限を有する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）について、次の利用許諾をするときに適用されるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① レコードに関する利用許諾</li> <li>② ビデオグラムに関する利用許諾</li> <li>③ インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾</li> <li>④ ゲームソフトに関する利用許諾</li> <li>⑤ 映画録音に関する利用許諾</li> <li>⑥ コマーシャル送信用録音に関する利用許諾</li> <li>⑦ インタラクティブ配信に関する利用許諾</li> <li>⑧ 放送に関する利用許諾</li> <li>⑨ 有線放送に関する利用許諾</li> <li>⑩ 出版に関する利用許諾</li> <li>⑪ 貸与に関する利用許諾</li> <li>⑫ 業務用通信カラオケに関する利用許諾</li> </ol> <p>（定義） 第2条 本約款において、各利用許諾の意義は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「レコードに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含むものとする。）に著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、③に該当するものは除く。</li> <li>② 「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスクなど音をもっぱら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、③、④又は⑤に該当するものは除く。</li> <li>③ 「インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾」とは、CD-ROM、DVD-ROM、その他の記憶媒体などに、総再生時間が特定できない形態で、画像、文字などとともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、④に該当する</li> </ol>	<p>甲乙表記から変更</p> <p>目的（旧第1条）と定義（旧第2条）を新第1条に統合の為削除</p> <p>新第1条に統合の為削除 幅広い録音媒体を示すオーディオという表現に変更 メインの録音媒体であるCDを追加 より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> <p>メインの録音媒体であるDVD等を追加 より適切な表現として、「固定」「増製」に変更 頒布を追加 分かりやすい表現に変更</p> <p>利用許諾の実績が5年間以上発生しなかった為、削除</p>	<p>修正</p> <p>削除</p> <p>削除 修正</p> <p>追加 修正</p> <p>追加 修正 追加 修正</p> <p>削除</p>

新	旧	備考	差分
<p>(3) ゲームソフトに関する利用許諾 ゲーム（パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれに限られない）に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を<b>固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</b></p> <p>(4) 映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を<b>固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</b></p> <p>(5) コマーシャル送信用録音に関する利用許諾 放送、有線放送またはインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を<b>固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</b></p> <p>(6) インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、<b>または</b>公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(10)に定める「業務用通信カラオケに関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(7) 放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(5)に定める「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(8) 出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、<b>または</b>それらの複製物により<b>譲渡することの許諾をいいます。</b></p> <p>(9) 貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(10) 業務用通信カラオケに関する利用許諾 放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11) 演奏会における演奏に関する利用許諾</p>	<p>ものは除く。</p> <p>④ 「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲームに供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。</p> <p>⑤ 「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。</p> <p>⑥ 「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送又はインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。</p> <p>⑦ 「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、⑫に該当するものは除く。</p> <p>⑧ 「放送に関する利用許諾」とは、放送、当該放送用の録音、その他放送に伴って著作物を利用することの許諾をいう。但し、⑥に該当するものは除く。</p> <p>⑨ 「有線放送に関する利用許諾」とは、有線放送、当該有線放送用の録音、その他有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいう。但し、⑥に該当するものは除く。</p> <p>⑩ 「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。</p> <p>⑪ 「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいう。</p> <p>⑫ 「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいう。</p>	<p>より適切な表現として、「固定」「増製」に変更 頒布を追加 ③の削除に伴い、各項番号を繰り上げ</p> <p>より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> <p>より適切な表現として、「固定」「増製」に変更</p> <p>分かりやすい表現に変更</p> <p>旧⑧⑨を統合</p> <p>分かりやすい表現に変更</p> <p>適切な表現に変更</p> <p>新設</p>	<p>修正 追加 修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>追加</p>

新	旧	備考	差分
<p>演奏会（コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物において演奏することの許諾をいいます。）において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12) その他の演奏等に関する利用許諾 本項(11)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p>		新設	追加
<p>第2条（利用許諾）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者は、別途イーライセンスが定めるフォーマットに従い、オンライン上で利用者登録を行うものとします。</li> <li>2. 利用者は、前項に定める利用者登録を行った上で、利用を希望する管理著作物について、別途イーライセンスが定めるフォーマットに従い、オンライン上で利用許諾申請を行うものとします。イーライセンスは当該利用許諾申請を受け、利用者に対して、オンライン上で利用許諾書を交付します。</li> <li>3. 前項に定める利用許諾書の交付をもって、利用者とイーライセンスとの間に当該管理著作物についての利用許諾契約（以下「本利用許諾契約」といいます。）が締結されたものとみなされます。なお、本利用許諾契約の締結は、管理著作物に関するいかなる権利の譲渡も含むものではありません。</li> <li>4. 管理著作物の利用状況を確認するため、イーライセンスが利用者に対して管理著作物の録音物、出版物その他資料の提出を求めた場合、利用者はこれに速やかに応じるものとします。</li> <li>5. 利用者は、イーライセンスから利用許諾を受けた条件で、管理著作物を利用しなければならないものとします。また、利用者が管理著作物を利用するにあたり、管理著作物の利用許諾以外の権利処理ないし法令上の手続等が必要な場合は、利用者の責任において行うものとします。</li> </ol>	<p>（利用許諾）</p> <p>第3条 甲と乙は、乙が甲に対して、別に甲の定める「利用者登録申込書」をあらかじめ提出し、個々の管理著作物に関する利用については「利用許諾申請書」を提出し、甲が乙に対して、これに対する「利用許諾書」を交付することによって、利用許諾契約を締結したものとします。</p> <p>なお、本利用許諾契約は、管理著作物について、如何なる権利の譲渡も含むものではない。</p> <p>2 乙は、甲から利用許諾を受けた条件で、管理著作物を利用しなければならない。</p>	実運用に合わせた表現に変更し、詳細を追加	修正 追加
<p>第3条（権利義務の譲渡禁止）</p> <p>利用者は、イーライセンスの書面による事前の承諾なく、本利用許諾契約に基づく権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは担保に供することはできないものとします。</p>	<p>（権利義務の譲渡禁止）</p> <p>第4条 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、本利用許諾契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできない。</p>		修正
<p>第4条（著作者人格権の尊重）</p> <p>利用者は、本利用許諾契約に基づく権利の行使にあたり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他改変し、または著作者の名誉若しくは声望を害する方法により利用するなど、著作者人格権を侵害する行為をしてはならないものとします。</p>	<p>（著作者人格権の尊重）</p> <p>第5条 乙は、本利用許諾契約に基づく権利の行使にあたり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他改変し、又は著作者の名誉若しくは声望を害する方法により利用するなど、著作者人格権を侵害する行為をしてはならない。</p>		修正

新	旧	備考	差分
<p>第5条 (著作物利用状況の報告)</p> <p>1. 利用者は、別途イーライセンスの定める方法に従い、管理著作物の利用状況を3月、6月、9月、12月の四半期毎に集計し、各四半期の末日の翌月末日までにイーライセンスに報告するものとします。ただし、イーライセンスと利用者が別段の合意をする場合はこの限りではないものとします。</p> <p>2. イーライセンスは、前項の報告受領月の翌月末日までに、利用者に対して、当該報告にかかる請求書を発行します。</p> <p>3. イーライセンスは、利用者からの報告に含まれているデータ及び情報を機密事項として扱い、利用者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとします。</p>	<p>(著作物利用状況の報告)</p> <p>第6条 乙は、別に甲の定める方法に従い、管理著作物の利用状況を3月、6月、9月、12月の四半期毎に集計し、その翌月末日までに、甲に報告するものとする。但し、甲乙別段の合意をする場合はこの限りではない。</p> <p>2 甲は、前項の報告受領月の翌月末日までに、乙に対して請求書を発行する。</p> <p>3 甲は、報告に含まれているデータ及び情報を機密事項として扱い、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとする。</p>	<p>詳細表記へ変更</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>
<p>第6条 (著作物使用料)</p> <p>利用者は、イーライセンスに対して、管理著作物の利用許諾に対する対価(以下「著作物使用料」といいます。)として、別途イーライセンスの定める「使用料規程」に基づき算出した額を支払うものとします。</p>	<p>(著作物使用料)</p> <p>第7条 乙は、甲に対して、管理著作物の利用許諾に対する対価(著作物使用料)として、別に甲の定める「使用料規程」に基づき算出した額を支払うものとする。</p>		<p>修正</p>
<p>第7条 (支払方法)</p> <p>利用者は、イーライセンスに対して、第5条2項に定める請求書発行日が属する月の翌月末日までに、著作物使用料を、別途イーライセンスの指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、利用者の負担とします。</p>	<p>(支払方法)</p> <p>第8条 乙は、甲に対して、第6条2項に定める請求書発行月の翌月末日までに、著作物使用料を、別に甲の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、甲乙別段の合意をする場合はこの限りではない。なお、振込手数料は、乙の負担とする。</p>		<p>修正</p> <p>削除</p>
	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に該当するときは、乙は、当然に期限の利益を失い、直ちに、第6条の「報告」を行い、著作物使用料を支払わなければならない。</p> <p>① 著作物使用料の支払いを遅滞したとき  ② 銀行取引停止処分を受けたとき  ③ 手形又は小切手の不渡りを出したとき  ④ 第三者から仮差押、仮処分、強制執行を受け、又は競売の申立てがあったとき  ⑤ 公租公課につき滞納処分を受けたとき  ⑥ 破産、民事再生又は会社更生の申立てがあったとき  ⑦ その他、本約款の各条項に違反したとき</p>	<p>新第14条へ移行</p>	<p>削除</p>
<p>第8条 (遅延損害金)</p> <p>利用者が著作物使用料の支払いを遅滞したときは、利用者は、イーライセンスに対して、支払期限の翌日から完済に至るまで、年15%(なお、</p>	<p>(遅延損害金)</p> <p>第10条 乙が著作物使用料の支払いを遅滞したときは、乙は、甲に対して、支払期限の翌日から完済に至るまで、年15%(なお、1年を365日の日</p>		<p>修正</p>

新	旧	備考	差分
<p>1 年を 365 日の日割計算とします。)の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。</p>	<p>割計算とする。)の割合による遅延損害金を支払わなければならない。</p>		
<p>第9条 (損害賠償)  <b>利用者</b>が本約款の<b>いずれかの</b>条項に違反し、これによって<b>イーライセンス</b>または第三者に損害を生じさせたときは、<b>利用者は、イーライセンス</b>または第三者に対して、その損害を賠償しなければならないものとします。</p>	<p>(損害賠償)  第11条 <b>乙</b>が本約款の<b>各</b>条項に違反し、これによって<b>甲又は</b>第三者に損害を生じさせたときは、<b>乙は、甲又は</b>第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。</p>		修正
<p>第10条 (利用許諾マーク・利用許諾番号の表示等)  1. <b>利用者</b>は、<b>イーライセンス</b>から<b>管理著作物</b>の利用許諾を受けたときは、<b>イーライセンス、利用者</b>が協議して別に定めた場所や方法で、<b>以下の各号に掲げる表示をするものとします。</b>  (1) 利用許諾マーク及び利用許諾番号  (2) 利用許諾を受けた管理著作物の題号及び著作者名  2. <b>利用者</b>において、前項の表示をできない特別な理由があり、<b>利用者</b>がその旨を<b>イーライセンス</b>に<b>書面</b>で申し入れ、<b>イーライセンス</b>がこれを認めるときは、<b>イーライセンス</b>は、その表示を免除する<b>場合があるものとします。</b></p>	<p>(利用許諾マーク・利用許諾番号の表示等)  第12条 <b>乙は、甲</b>から利用許諾を受けたときは、<b>甲、乙</b>が協議して別に定めた場所や方法で、<b>次の表示をするものとする。</b>  ① 利用許諾マーク及び利用許諾番号  ② 利用許諾を受けた管理著作物の題号及び著作者名  2 <b>乙</b>において、前項の表示をできない特別な理由があり、<b>乙</b>がその旨を<b>甲</b>に<b>文書</b>で申し入れ、<b>甲</b>がこれを認めるときは、<b>甲</b>は、その表示を免除することができる。</p>	詳細表記へ変更	修正



新	旧	備考	差分
<p>第11条（監査等）</p> <p>1. イーライセンスは、第5条1項に定める報告の内容を確認するために、本利用許諾契約の期間中及び本利用許諾契約の終了後3年以内に限り、利用者の管理著作物の利用状況に関する記録を閲覧・謄写することができるものとします。ただし、法令により、利用者が守秘義務を負う情報については、この限りではないものとします。</p> <p>2. 前項の閲覧・謄写は、以下の各号に掲げる要領で実施するものとします。</p> <p>(1) イーライセンスが選択した公認会計士、弁護士等の専門家ないしイーライセンスの役員・従業員によって、実施します。</p> <p>(2) 利用者の施設において、利用者の通常の業務時間内に、利用者の通常の業務遂行に支障をきたさないような方法で実施します。</p> <p>(3) 実施時期や時間については、事前に利用者の承諾を得るものとします。</p> <p>(4) 閲覧・謄写に要する費用は、イーライセンスの負担とします。ただし、閲覧・謄写の準備にかかる費用は、利用者の負担とします。</p> <p>(5) 閲覧・謄写することができる記録は、報告の内容を確認するのに、必要な範囲に限定します。</p> <p>3. 利用者は、終了事由のいかんを問わず、本利用許諾契約の終了後3年間は、管理著作物の利用状況に関する記録を保存しなければならないものとします。</p> <p>4. イーライセンスは、閲覧・謄写の結果知り得たすべてのデータ、情報を機密事項として扱い、利用者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとします。</p> <p>5. イーライセンスによる閲覧・謄写の結果、利用者がイーライセンスに対して支払うべき著作物使用料の不足が明らかになったときは、利用者は、イーライセンスに対して、不足額に第8条に定める遅延損害金を付した額を、別途イーライセンスの定める期日までに支払わなければならないものとします。</p>	<p>（監査等）</p> <p>第13条 甲は、第6条の報告の内容を確認するために、本利用許諾契約の期間中又は契約期間の終了後3年以内に、乙の管理著作物の利用状況に関する記録を閲覧・謄写することができる。ただし、法令により、乙が守秘義務を負う情報については、この限りではない。</p> <p>2 前項の閲覧・謄写は、次の要領で実施するものとする。</p> <p>① 甲が選択し、かつ、乙が承認した独立の公認会計士又は甲の職員によって、実施する。</p> <p>② 乙の施設において、乙の通常の業務時間内に、乙の通常の業務遂行に支障をきたさないような方法で実施する。</p> <p>③ 実施時期や時間については、事前に乙の承諾を得る。</p> <p>④ 閲覧・謄写に要する費用は、甲の負担とする。ただし、閲覧・謄写の準備にかかる費用は、乙の負担とする。</p> <p>⑤ 閲覧・謄写することができる記録は、報告の内容を確認するのに、必要な範囲に限定する。</p> <p>3 乙は、本利用許諾契約の期間終了後3年間は、管理著作物の利用状況に関する記録を保存しなければならない。</p> <p>ただし、甲が一度閲覧・謄写を終えた資料については、この限りではない。</p> <p>4 甲は、閲覧・謄写の結果、知り得たすべてのデータ及び情報を機密事項として扱い、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとする。</p> <p>5 閲覧・謄写の結果、著作物使用料の不足が明らかになったときは、乙は、甲に対して、不足額に第10条に定める遅延損害金を付した額を、別に甲の定めた期日までに支払わなければならない。</p>	<p>文言、表現を変更</p>	<p>修正</p> <p>削除</p>

新	旧	備考	差分
<p>第12条（管理著作物の利用中止）</p> <p>1. <b>イーライセンスが利用者</b>に利用を許諾した管理著作物について、著作権の帰属に疑義が生じ、<b>または</b>他の著作権を侵害するおそれがあると<b>イーライセンスが</b>認めたときは、<b>利用者は、イーライセンス</b>から請求があり次第直ちに、その管理著作物の利用を一時中止しなければならないものとします。</p> <p>2. <b>イーライセンスは利用者</b>に対して、<b>前項に定める管理著作物の利用の一時中止により生じる</b>損害賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>（管理著作物の利用中止）</p> <p>第14条 <b>甲が乙</b>に利用を許諾した管理著作物について、著作権の帰属に疑義が生じたり、<b>又は</b>他の著作権を侵害するおそれがあると認めたときは、<b>乙は、甲</b>から請求があり次第直ちに、その管理著作物の利用を一時中止しなければならない。</p> <p>2 <b>前項の場合、甲は乙</b>に対して、損害賠償責任を負わないものとする。</p>	<p>詳細表記へ変更</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>
<p>第13条（契約期間中における契約の終了）</p> <p>1. <b>利用者がイーライセンス</b>に対して、書面をもって本利用許諾契約の解約を申し入れたときは、本利用許諾契約は、契約期間中であっても、<b>イーライセンスが申し入れ書面を受領した日</b>が属する月の末日をもって、終了するものとします。</p> <p>2. 前項により本利用許諾契約が終了したときは、<b>利用者はイーライセンス</b>に対して、契約終了日の属する四半期の翌月末日までに第5条1項に定める報告を行い、<b>同条2項に定めるイーライセンス</b>による請求書発行月の翌月末日までに著作物使用料を支払わなければならないものとします。</p>	<p>（契約期間中における契約の終了）</p> <p>第15条 <b>乙が甲</b>に対して、書面をもって、本利用許諾契約の解約を申し入れたときは、本利用許諾契約は、契約期間中であっても、<b>申し入れがあった</b>月の末日をもって、終了するものとする。</p> <p>2 前項により本利用許諾契約が終了したときは、<b>乙は、甲</b>に対して、契約終了日の属する四半期の翌月末日までに第6条1項に定める報告を行い、<b>第6条2項に定める甲</b>による請求書発行月の翌月末日までに著作物使用料を支払わなければならない。</p>	<p>詳細表記へ変更</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p><b>利用者が以下の各号のいずれかに</b>該当するときは、<b>利用者は、</b>当然に期限の利益を失うものとします。<b>利用者は、直ちに第5条1項に定める報告を行うとともに、すべての未払いの著作物使用料を支払わなければならないものとします。</b></p> <p>(1) 著作物使用料の支払いを遅滞したとき</p> <p>(2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき</p> <p>(3) 第三者から仮差押、仮処分、<b>その他強制執行若しくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</b></p> <p>(4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(5) 解散を決議し、または他の会社と合併したとき</p> <p>(6) その他、本約款の<b>いずれかの</b>条項に違反したとき</p>	<p>（期限の利益の喪失）</p> <p>第9条 <b>前条の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に</b>該当するときは、<b>乙は、</b>当然に期限の利益を失い、直ちに、<b>第6条の「報告」を行い、著作物使用料を支払わなければならない。</b></p> <p>① 著作物使用料の支払いを遅滞したとき</p> <p>② 銀行取引停止処分を受けたとき</p> <p>③ 手形又は小切手の不渡りを出したとき</p> <p>④ 第三者から仮差押、仮処分、<b>強制執行を受け、又は競売の申立てがあったとき</b></p> <p>⑤ 公租公課につき滞納処分を受けたとき</p> <p>⑥ 破産、民事再生又は会社更生の申立てがあったとき</p> <p>⑦ <b>その他、本約款の各条項に違反したとき</b></p>	<p>旧第9条から移行 全体を整理</p>	<p>追加 修正</p>
<p>第15条（契約の解除）</p> <p>1. <b>利用者が前条1項各号のいずれかに</b>該当するときは、<b>イーライセンスは、利用者</b>に対する通知催告なくして、本利用許諾契約を解除することができるものとします。<b>なお、本項に基づく解除は、イーライセンスの利用</b></p>	<p>（契約の解除）</p> <p>第16条 <b>乙が次の各号の一に</b>該当するときは、<b>甲は、乙</b>に対する通知催告なくして、本利用許諾契約を解除することができる。</p> <p>① <b>第9条の各号に該当する事実があったとき</b></p>	<p>表現を変更</p>	<p>修正</p>



新	旧	備考	差分
<p>者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</p> <p>2. 前項の解除により本利用許諾契約が終了したときは、<b>利用者は、イーライセンス</b>に対して、直ちに<b>第5条1項の報告</b>を行うとともに、<b>すべての未払いの著作物使用料を支払わなければならないものとします。</b></p>	<p>② <b>第6条の報告内容が事実と異なっているとき</b></p> <p>2 前項により本利用許諾契約が終了したときは、<b>乙は、甲</b>に対して、直ちに<b>第6条の報告</b>を行い、著作物使用料を支払わなければならない。</p>		
<p><b>第16条（反社会的勢力の排除）</b></p> <p>1. <b>利用者は、自らまたは自らの役員若しくは従業員が、現在以下の各号のいずれにも該当していないこと、及び将来も該当しないことを、イーライセンスに対して誓約します。</b></p> <p>(1) 暴力団  (2) 暴力団員  (3) 暴力団準構成員  (4) 暴力団関係企業  (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等  (6) その他前各号に準ずる者</p> <p>2. <b>利用者は、自らまたは第三者をして、以下の各号の行為を行わないことを、イーライセンスに対して誓約します。</b></p> <p>(1) 暴力的な要求行為  (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為  (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為  (5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. <b>利用者が前二項のいずれかに違反した場合、イーライセンスは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに本契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</b></p>		記載がない為追加	追加
<p><b>第17条（本約款の変更）</b></p> <p>1. <b>イーライセンスは、本約款を変更した場合は、第18条に定める方法により遅滞なく公示するとともに、利用者に通知します。</b></p> <p>2. <b>本約款の変更の内容に異議のある利用者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、イーライセンスに対し書面により申し出ることにより、本利用許諾契約を解除することができるものとします。</b></p> <p>3. <b>本条第1項に定める公示の日から3か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、利用者は本約款の変更について承諾したものとみなされます。</b></p>		記載がない為追加	追加
<p><b>第18条（公示）</b>  <b>本約款に定める公示は、イーライセンスのウェブサイト</b></p>		公示方法を明文化	追加

新	旧	備考	差分
(www.elicense.co.jp) に掲載して行うものとします。			
<p>第 19 条 (信義則)</p> <p>イーライセンス及び利用者は、本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、またはイーライセンスの予測できない状況が生じた場合は、法令の定めによるほか、イーライセンス、利用者誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。</p>	<p>(信義則)</p> <p>第 17 条 甲及び乙は、本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、又は甲の予測できない状況が生じた場合は、法令の定めによるほか、甲、乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。</p>	文言変更	修正
<p>第 20 条 (合意管轄)</p> <p>本約款ないし本利用許諾契約に関する紛争については、事物管轄に依りて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第 18 条 本利用許諾契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	適切な表現に変更	修正
<p>附則 本約款は、平成 27 年 4 月 1 日より施行するものとします。</p>	<p>附則 本約款は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>附則 本約款は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。</p>	過去の附則履歴が必要ない為、削除	削除 追加
以上	以上		